

IoT 情報セキュリティ教材利用許諾条件書 (Ver. 1.0)

本利用許諾条件書(以下「本条件書」という)は、独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」という)が提供する「IoT情報セキュリティ教材」の利用に関するものです。

上記教材の全部または一部を利用する前に、本条件書記載のすべての条項に同意していただく必要があります。本条件書のいずれかの条項に同意していただけない場合は、利用しないで下さい。

第1条 利用の許諾

1. IPAは、IPA所定の「IoT情報セキュリティ教材利用申込書」(以下「利用申込書」という)を提出した者のうちIPAが「IoTセキュリティ教材利用許諾書」を交付した者(以下「利用者」という)に対して、本条件書の各条項に従うことを条件として、前文記載の「IoT情報セキュリティ教材」の中から利用者が利用申込書によって指定した教材(附属する一切のソフトウェア、ドキュメントを含む。以下「本教材」という)の現状有姿での利用を許諾します。
2. 利用者は、IoT機器やシステムの安全性・セキュリティ等の知識及びそれらの設計・開発等に関する技術を有するIT人材を育成する目的のためにのみ、本教材を利用できるものとします。
3. 利用者は、本条第2項所定の目的以外のために、または利用申込書の「本件教材利用範囲」欄の[コース・講座等]以外のために、本教材の利用を希望する場合は、IPAから事前の書面による都度の許諾を得るものとします。
4. 利用者は、利用申込書の記載内容(前項所定の[コース・講座等]を除く)に変更が生じた場合、遅滞なくIPAに書面で通知するものとします。
5. 本教材に関して利用者が有する権利は、本条件書が明文で付与する利用権限をもって全てとします。

第2条 許諾の対価

本条件書に基づく本教材の利用許諾の対価は無償です。

第3条 本教材の複製・配布等

1. 利用者は、前条第3項所定の[コース・講座等]に直接に係わる利用者の教職員、受講者、及び受講者の指導に当たる者(以下、これらを「受領者」と総称する)に本教材を各一部ずつ無償で配布することができます。また、右配布に必要な部数だけ本教材を複製することができます。
2. 前項によって配布を受けた本教材(またはその複製物。以下同様)の全部または一部を受領者が他人に譲渡等(以下「再配布」という)することを、IPAは禁止します。利用者は、受領者が再配布することのないように、必要かつ適切な指導と法的措置を実施してください。ただし、受講生に対しては必要かつ社会的に相当と認める範囲で構いません。

3. 利用者は、第1項所定の〔コース・講座等〕の実施のために受領者以外の者への配布が必要と認めた場合（本教材の加除変更等のために第三者に外注する場合等を指す）、配布に先立って、再配布の禁止その他本条件書所定の禁止事項の遵守を含んだ書面の作成等、必要かつ適切な法的措置を講じてください。

第4条 本教材の加除変更等

1. 利用者は、第1条第2項所定の目的のために必要または有用と認めた場合、本教材または派生資料の全部または一部を加除変更し、その他本教材または派生資料を基礎として、別途の資料（「派生資料」という。以下も同様）を作成することができます。ただし、本教材中の著作権表示その他の権利表示部分の加除変更は禁止します。
2. 派生資料には、その表紙その他適切な位置に、「本資料は、IPAが著作権その他全ての権利を保有する教材を加除変更し、または右教材を基礎として作成しています」、または状況に応じてこれと同旨の一文を明記してください。
3. 派生資料がソフトウェアである場合、その作成の都度、順次バージョン番号を付してください。その場合、前バージョンとの差異の多寡を問いません。
4. 派生資料の全部または一部の複製・配布その他の利用に際しては、事前に利用の可否、利用の範囲・条件等についてIPAと協議し、利用を可とする場合は第1条各項同旨を含めた合意内容を明記した書面を作成するものとします。

第5条 著作権など

1. 本教材については、その各々の著者が著作者人格権を保有しています。
2. 派生資料については、著作権法第28条の適用対象該当性に関する紛争回避のため、すべて同法第2条第1項第11号所定の“（本教材を原著作物とする）二次的著作物”に該当するとみなし、これに対してIPAが同法第28条所定の権利を有するものとします。なお、本教材を基礎としないで利用者が別途作成した資料等については、本項は適用されません。
3. IPAは、利用者に本条件書違反の事実がある場合または公益の観点から特に必要もしくは相当と認めた場合を除き、前項によって保有することとなる権利を行使しません。

第6条 免責等

1. IPAは、本教材が第三者の著作権その他の権利に抵触しないことを一切保証せず、また、本教材の内容に不備・誤り等があった場合でも一切の責任を負いません。
2. 本教材及び／または派生資料に起因する一切の結果（受領者を含めた第三者の被害発生を含む）については、すべて利用者だけの負担及び責任とします。

第7条 利用状況等の公表

1. IPAは、利用者の名称その他の事項（個人利用の場合の個人の氏名以外の個人情報に該当する事項を除く）を、本教材の普及促進等の観点から相当と認める態様で公表する場合があります。
2. 利用者は、本教材の普及促進・内容充実等の観点からIPAが随時実施予定のアンケート等に遅滞なく回答し、その他可能な範囲でこれらに協力してください。

第8条 厳禁事項ならびに利用の中止について

1. 本条件書が明文で定める場合を除き、理由・態様の如何を問わず、本教材及び／または派生資料の全部もしくは一部を直接もしくは間接に代償を得て他人に引き渡し、または第1条第3項所定の〔コ

ース・講座等] 以外にこれらを利用する行為を、IPAは厳禁します。なお、本項は、本条件書の他の条項の解釈に影響を与えるものではありません。

2. 利用者が本条件書に違反した場合、IPAは、本条件書に基づく全ての利用許諾を催告せず直ちに取り消し、本教材及び派生資料の利用を禁止することがあります。この場合、利用者は、本教材及び派生資料の全ての利用を直ちに中止し、それらの処置（回収、廃棄、返却等。これらに対してIPAは補償等をしません。）についてIPAの指示に従ってください。

第9条 利用環境

利用者は、本教材を利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び演習に係るすべてのものを含みます）その他の利用環境を、自己の負担において準備し整備するものとします。その際、必要な手続は、利用者が自己の責任で行うものとします。

第10条 その他

1. 本条件書に定めがなく、または解釈に疑義ある場合、第1条各項及び第8条第1項本文の趣旨、並びに他の利用者による利用状況や公益上の観点等に照らして、IPAが適宜に決定するものとします。
2. IPAは、本教材の内容その他に関して、質問・問い合わせ等に原則として対応しません。
3. 本条件書に関する全ての紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とします。

以上